



横浜市立奈良中学校いじめ防止基本方針

令和8年1月28日 改定

奈良中学校ブロックとして、いじめ未然防止のためにできること

～児童生徒～

- ・いじめが起きないような温かい雰囲気集団づくりを心掛ける。
- ・見て見ぬふりをしない。
- ・いじめ防止啓発の掲示物を作成するなど、児童生徒主体の取組を行う。

～保護者・地域～

子どもが話しやすい環境づくり

- ・家庭での子どもとの対話を増やす。
- ・地域行事等で子どもとの関わりを増やし、身近に頼れる大人がいると発信する。

～教職員～

奈良中ブロックにおける人権教育の取組を通して、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりにつなげるために、小中9年間で育てる子ども像を共通認識としてもち、4校の密な連携を図りながら実践につなげていく。



「学校・家庭・地域連携事業 実行委員会」へ発信し、地域での見守りの協力をいただく。
地域行事や公園等で大人から声をかけたり、温かく見守ったりする。

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

【いじめを防止するための基本的な方向性】

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (2) 生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する素地を養う。
- (3) ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (4) 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- (5) 日常生活から全職員がいじめの未然防止を図る。また早期発見できるよう高くアンテナを張る。またいじめが確認された際は、被害生徒の人権保護を最優先とし、迅速かつ適切に対処する。また加害生徒に対しても迅速かつ適切な指導、措置を行う。
- (6) 生徒の地域ボランティア等、様々な年代や立場の人とのふれあいを通して、「人の役に立つことの喜び」を体験した生徒は自己有用感を持ち、社会性を身につけ、他との関わりの中で、人に対して優しくできる風土を根付かせていく。結果として子どもたち自ら自然と『いじめ』のない、『いじめ』をしない環境作りを推進する。

2. 組織の設置及び早期発見のための取り組み

【組織の構成】

- (1) 校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成は次の通りとする。校長、副校長、学年主任教諭、養護教諭、生徒指導専任教諭、生徒指導部長担当教諭、とする。(校内運営委員会構成員によって構成する)

【組織の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口とする。
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、本校の取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取り組みについて、PDCAサイクルで検証を行う。

・年間計画

取組内容		
月	生徒・学校	保護者・地域
4月	・年間計画と重点指導内容等の確認 ・学級懇談会・生徒理解研修 ・教育相談アンケート①、教育相談	・入学式、保護者説明会、学年集会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学級懇談会
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談)	
6月	・YPアセスメント実施①	・学家地連(いじめ防止基本方針説明)
7月	・三者面談① ・生活アンケート ・よこはま子ども会議(中学校ブロック)	・三者面談
8月	・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修会 (危機管理演習)をもとに、いじめ防止校内研修の実施 ・よこはま子ども会議	
9月	教育相談アンケート②、教育相談	
10月	・三者面談②・生活アンケート	・三者面談
11月	・奈良ふれあいフェスティバル ・YPアセスメント実施②	・奈良ふれあいフェスティバル
12月	・いじめ解決一斉キャンペーン実施 (無記名式アンケート・教育相談) ・人権週間の取組 ・進路面談(3年のみ)	
1月	・教育相談アンケート③、教育相談	
2月	・年度の振り返り学校いじめ防止基本方針の見直し ・生活アンケート	・新入生説明会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
3月	・三者面談③(1・2年)・生活アンケート ・新年度への引き継ぎ	・三者面談

3. いじめの未然防止、早期発見のための取り組み

◆ 未然防止のための取り組み

- 生徒の健全育成のための、生徒間の友好的な人間関係、また生徒自らが規律ある生活を送ることの出来るような学校風土づくり、また Y-P の理念に基づいた活動により温かい学級風土づくりを行う。日常の学校生活、授業、生徒会活動等を充実させ自己有用感や充実感、自治の能力を養う。〔生徒会による自治活動〕
- 日々の授業の中で、学力の基礎・基本の定着を図るとともに学力の向上を目指した授業づくりを行う。また授業を展開していく中で、協同学習等を通じ、生徒たちのよりよい人間関係の構築を図る。〔学力の向上・教師力の向上〕
- 生徒同士が日々の学びあいの中で、相手を思いやる心を育てるとともに、その過程の中で、適切な人間関係を築くことが出来るよう支援する。〔道徳教育の充実〕
- 日頃の学校生活において、ほめる、励ます、認めるなど肯定的な対応を積極的に行い、自己有用感を体験的に積み重ねていけるよう配慮する。〔人権教育の充実〕

☆ 奈良中学校ブロック児童会、生徒会、子ども会議の充実と学校運営協議会の活用

子ども自らが主体的にいじめ未然防止について考え、話し合う。

保護者、地域との連携を深め、青少年健全育成のために共通理解を図り、いじめの未然防止に努める。

- ・ 子ども会議においては、児童生徒に加え、地域の方々、保護者にも参加していただき、いじめ防止の意見交換を通し、意識を向上すべく努める。
- ・ 学校運営協議会においては、参加していただいた地域の方々、保護者に奈良中ブロックや各校の取組を伝え、ご意見をいただき、学校便り等で周知する。

◆ 早期発見・早期対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。保護者、地域との連携事業として①懇談会（年1回）、②学校・家庭・地域連携事業（年1回）、学校運営協議会（年4回）を実施し、情報の共有を図る場とする。③ネットパトロールの実施（定期）
- (2) 生徒に対して、①定期的なアンケート（原則毎月1回）や教育相談（4、8、1月）、②個別の面談を実施（必要に応じて）、③いじめ解決一斉キャンペーンの実施（5、12月）、活用等、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握、④インターネットによるいじめ防止のための資料等を活用した啓発活動の実施、に努める。

◆ 適切な対処・措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行なう。加害生徒に対しても、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、必要があると認められた時は、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、適切に対処するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身

体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談、連携して対応していく。

◆ 職員の研修について

- (1) 年間2回（4、8月）、生徒指導研修を行う。いじめに対する防止的取り組みと、発生時についての迅速な対応についての共通理解を図る。
- (2) いじめ防止に向けた校外研修や外部機関との研修に参加することによって、いじめの防止に関する知識や能力の向上を図る。

◆ 「学校運営協議会」等との連携、活用

必要に応じて、青少年の健全育成を目指す保護者代表や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査を行うための組織

その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に関わる調査を行うために、迅速にいじめ防止対策委員会を招集し、各職員と連携を図りながら、これが調査に当たる。

(3) 事実関係の調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、被害生徒に対する配慮を最優先に行う。

(4) 生徒、保護者への報告

被害生徒や保護者に対して、調査や事実確認で明らかになった事実関係を必ず報告する。

その後においては、日常的に保護者との情報交換を密に行うことによって、被害生徒に適切な支援、指導が出来る信頼関係を構築する。

5. その他

策定した横浜市立奈良中学校いじめ防止基本方針において、見直す必要があると認められる時は、管理職の判断、了承の下、校内に設置されたいじめ防止対策委員会によって検討、見直しをする。